令和７年（フ）第２２８号
宮城県柴田郡大河原町大谷字山崎121番地６
破産者　奥山　守一
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第５１５２号
京都市伏見区淀際目町335番地
破産者　株式会社オーバル
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３７４号
兵庫県姫路市網干区興浜907番地133
破産者　株式会社シントテック
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第１５４６号
東京都東村山市久米川町１丁目32番地17
破産者　松倉　達夫
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１５５２号
東京都小金井市本町四丁目15番２号
破産者　株式会社日本公害管理センター
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６６０号
東京都八王子市上壱分方町130番地10
破産者　宮川　里香
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２３９号
金沢市玉鉾四丁目164番地
破産者　ムラサワ印刷有限会社
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所民事部

令和６年（フ）第２１号
兵庫県たつの市御津町釜屋９―17
破産者　株式会社御津ホーム
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所龍野支部

令和７年（フ）第２０４号
北九州市小倉北区城内４番２―502号
破産者　株式会社めぐみ電設
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

令和８年（フ）第１５号
相模原市南区相模台１丁目２番６号　マンションケイコム201
破産者　前田　正司
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第２２６号
愛知県江南市村久野町鳥附１番地２　グレースタウン江南Ａ棟202号、前住所愛知県江南市村久野町鳥附１番地２　グレースタウン江南Ｄ棟205号
破産者　皆見　大介
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第２７１号
愛知県稲沢市小沢一丁目10番14号　ＧＡＲＴＥＮ　Ｂ106
破産者　高御堂湧人
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第２４５６号
北海道北広島市美咲き野２丁目８番地３
破産者　浅里　　恵
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１１６号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠2152番地の24、前住所神奈川県川崎市幸区南加瀬１丁目１番６―105号　パークイン夢見ケ崎
破産者　日永　隆志
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和７年（フ）第１１４号
岡山県総社市久代504番地２
破産者　樋口　裕昭
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第３２５号
愛知県稲沢市高御堂一丁目21番２号
破産者　祖父江曉彦
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第１０３号
岡山県倉敷市中島1666番地１　メルヴェイユ110、転居前の住所岡山県倉敷市中島1990番地２
破産者　三宅　恵美
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第１２７号
兵庫県尼崎市築地４丁目５番15号
破産者　川岸　慎弥
１　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
２　一般調査期日　令和８年12月17日午前11時30分
令和８年10月13日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１５３号
広島県福山市幕山台二丁目23番21号
破産者　有限会社インテリアアティック
１　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
２　一般調査期日　令和９年１月19日午前11時30分
令和８年10月13日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係